

参考資料

- 1 用語解説
- 2 次期北本市教育振興基本計画検討会議設置要綱
- 3 次期北本市教育振興基本計画策定委員会設置要綱
- 4 策定経過

1 用語解説

行	用語	説明	掲載 頁
あ	I o T	Internet of Things の略。映像、文字情報などの様々なものがインターネットに接続され、情報交換することにより新たな価値を創り出す仕組みの総称。	30
	I C T	Information and Communication Technology の略。情報や通信に関する技術の総称。	2・5 6・30 31・34 53・54
	アクティブ・ラーニング	児童生徒が、受け身的に授業を受けるだけでなく、自主的に調べたり議論したりすることで「主体的・対話的で深い学び」を目指し、自ら考える力の育成を図るこれからの学習過程。A L と略される。	22・46
い	石戸蒲ザクラ	石戸宿3丁目の東光寺境内にあり、大正11年(1922)に国の天然記念物に指定された。樹齢800年ともいわれ「源範頼」の伝説が伝えられている。	75・77
	石戸城跡	石戸宿6丁目地内にある戦国時代の城跡。埼玉県選定重要遺跡。	75
	いじめ	子供が一定の人間関係のある者から、心理的・物理的攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。いじめ防止対策推進法(平成27年7月)で法制化された。	14・22 29・38 43・44
	板石塔婆 (いたいしとうば)	中世の石塔の一種。かつて蒲ザクラの根元に立っていた板石塔婆群のうち、貞永2年(1233)銘の板石塔婆は、市内最大・最古であり、全国でも4番目に古い。(県指定考古資料)	77
	インクルーシブ教育システム	障がいのある者と障がいのない者が可能な限りともに学ぶ仕組み。	35・36
え	A I	Artificial Intelligence の略。人工知能(言語の理解や推論、問題解決などの知的行動を人間に代わってコンピュータに行わせる技術、または、コンピュータによる情報処理システムの設計等に関する研究分野)を指す。	30
	A L T	Assistant Language Teacher の略。学校や教育委員会に配属され、日本人外国語担当教員の助手として職務に従事するとともに、教育教材の準備や英語研究会のような課外活動などに従事し、地域の外国語教育及び国際化の向上のため活動する外国語指導助手。	30

	S N S	Social Networking Service の略。インターネット上の交流をとおりして社会的ネットワークを構築するサービス。	6
	A D H D	Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder の略。発達レベルに不十分な不注意（注意力障害）・衝動性・多動性を示す行動障害。	36
	N P O	Nonprofit Organization または Not-for-Profit Organization の略。非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体。	81
	L D	Learning Disability の略。基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算するまたは推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態。	36
か	学力向上推進委員会	各小・中学校においての学力向上のための方策等を協議しながら、市内の学力向上について共通理解を図っていく委員会。	29
	学力向上プラン	全国及び埼玉県の実績調査の結果をもとに、学校の課題を設定し、解決に向けた手立てのもと実践をし、評価をしていくためのプラン。	29
	学級崩壊	子供たちが教師の指導に従わず授業が成立しないなど、学級がうまく機能しない状況。	43
	学校応援団	学校・家庭・地域が一体となって子供の育成に取り組むために、ボランティアとして協力・支援を行う保護者や地域住民による活動組織。学習活動の支援や安全確保への支援・学校の環境整備への支援などを行っている。	9・23 64・81
	学校関係者評価	学校評価の実施方法として、保護者や地域住民などの学校関係者により構成された委員会等が、その学校の教育活動の観察や意見交換を通じて、自己評価の結果について評価すること。	54
	学校体育施設開放連絡協議会	学校体育施設利用団体の代表者により組織された施設開放の円滑な運営、管理及び各施設の連絡調整を図ることを目的とする連絡協議会。	71
	学校4・3・2制	北本市の小中一貫教育の取組のこと。義務教育9年間を見通した学びの継続性を重視し、確かな学力を身に付けさせる。また、児童生徒や教職員の交流を図ることで情報を共有し、個に応じた指導を行う。	28・43 52・53
	家庭教育学級	親や保護者が家庭教育に関する学習を行う事業。各小・中学校のPTAが企画運営するものや、就学前の子育て講演会などがある。	17・81
き	G I G A スクール構想	一人一台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育 ICT 環境を実現すること。	30・31

	K I S E P	Kitamoto Inter School Exchange Program の略。北本高校と市内小・中学校との交流事業であり、授業公開や高校から出前授業、スポーツ、文化部等、生徒派遣も行っている。	53
	北本市危機管理指針	危機対応についての基本的な考えを定め、危機管理体制を強化するとともに危機対処施策を推進することにより、市民の生命、身体及び財産の保護並びに市民の生活及び市の産業、経済の安定を図り、安心・安全なまちづくりに資することを目的に定められた本市の指針。	50
	北本市総合振興計画	北本市が長期的な展望に基づいて、まちづくりの目標を示すとともに、行政を総合的、計画的に運営するため各行政分野における計画や事業の指針を明らかにした、行政運営の最も基本となる計画。	3
	北本市男女共同参画プラン	北本市が男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画社会基本法及び北本市男女共同参画推進条例に基づき施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画。	38
	キャリア教育	従来指導されてきた「進路指導」とほぼ同義であるが、「進路指導」が上級学校への移行（出口指導）に偏重している現状から、職業教育を含め、生き方指導を「キャリア教育」という。	22・33
く	グローバル化	政治・経済、文化など、様々な側面において、従来の国家・地域の垣根を越え、地球規模で資本や情報のやりとりが行われること。	2・5 6・30
こ	高齢化率	65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合。	5
	国際交流ラウンジ事業	国際理解学習及び国際交流の普及を奨励し、生涯学習関係団体に国際交流の場と機会を創出する事業。	68
	こころの教育推進事業	スポーツや科学、職人、芸術家等の専門家を招き、授業や学校内でのふれあい活動や教員対象の研修会を行うことで、児童の豊かな感性をはぐくむとともに、教員の教科指導力の向上を図る事業。	34・41
さ	彩の国教育の日	教育に対する関心と理解を一層深める機会として、毎年11月1日を「彩の国教育の日」と埼玉県で定め、家庭、学校、地域社会の連携のもとに、教育に関する様々な取組を推進している。	41
	彩の国の道徳	埼玉県で編集された道徳教材であり、埼玉県出身の偉人の生き方や伝統文化をはじめ、規律ある態度や情報モラル、公共マナー等を扱っている。	40
	さわやか相談員	中学校で不登校をはじめとした様々な悩みの相談を行う者。教職員と連携して悩み解決の支援を行う。	44
し	支援籍	障がいのある児童生徒が在籍する学校または学校以外で、必要な	35

	学習活動を行うために学籍を置く制度。例えば、市外の特別支援学校に在籍する児童生徒が北本市の小・中学校に「支援籍」を置くことにより、同じ学校のクラスメイトとして一定程度の学習活動を行うことができる。	
自閉症スペクトラム障害	自閉症、アスペルガー症候群、そのほかの広汎性発達障害が含まれる。症状の強さに従って、いくつかの診断名に分類されるが、本質的には同じ1つの障がいの単位だと考えられている（スペクトラムとは「連続体」の意味）。典型的には、相互的な対人関係の障がい、コミュニケーションの障がい、興味や行動の偏りやこだわり等の3つの特徴が現れる。	36
市役所出前講座	市内団体が政策や暮らしに関する「聞きたい」・「学びたい」内容について、職員が出向いて説明を行う講座。環境や福祉、年金など様々なテーマで、約30講座を開設している。	67・68
市民大学きたもと学苑	様々な分野の知識や経験などをもつ人材を募り、市民主体で学び合い、教え合い、高め合う場として、平成19年に設立された。「楽しむ学習」「地域学」「キャリア学」など、多彩な講座が開かれている。	2・67
就学援助制度	経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費、給食費等の就学に必要な費用の一部を支給する制度。	57・58
就学支援委員会	就学児童をはじめ在学児童生徒の就学先を、就学支援委員の話し合いのもと適切に判定し、保護者に提示していく委員会。	35・36
小1プロブレム	小学校に入学したばかりの1年生が、集団行動が取れない、授業中座ってられない、他者の話を聞けない等の状態が数か月続く現象。	43・52 53
生涯学習情報誌	市内の各公民館などを主な活動場所とするグループ・サークルの活動情報を掲載した情報誌。団体情報の他にも、生涯学習に関する刊行物や地域学習センター等の案内を掲載している。	67・73
情報モラル	情報社会を健全に発展させていく上で、すべての国民が身に付けておくべき考え方や態度。	6・31
新・北本市放課後子ども総合プラン	共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、時代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、学童保育室及び放課後子ども教室の一体型運営を推進する計画。	62
人権感覚育成プログラム	さまざまな人権教育に関わる問題に対して、児童生徒が自分の大切さを認めるとともに、他人の心の痛みや感情を共感的に受容する想像力や感受性、意欲等を育成するため、埼玉県が作成したプ	38

		プログラム。	
	人財情報バンク	市民がもっている知識や技術、経験を地域の「財産」と考え、市民活動やまちづくりに活かす人材登録制度。美術や工芸、音楽など様々な分野で、多くの個人、団体が登録している。	67
す	スクールガード・リーダー	県と市町村が共同して、地域ぐるみで効果的・継続的な子供の安全確保に向けた体制を整備するため、県の委嘱を受けて各小学校に1名配置している。 北本市では主に児童の登下校時の交通安全見守りや通学路上の安全確認・点検をボランティアで実施している。	50
	スクールソーシャルワーカー	児童生徒がおかれた諸問題（主に家庭環境の問題）について相談を受け、学校や関係機関と連携しながらその解決を図る者。	44
	スケアード・ストレイト教育技法	学習者に「恐れ」を体感させることにより、社会通念上望ましくない行為を自主的に行わせないようにする教育技法。	49
せ	性的マイノリティ	性自認、性的指向のあり方が多数派と異なる人などのことを指す。セクシュアルマイノリティ、性的少数者とも言う。	6
そ	Society5.0時代	サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会。	30
た	大学公開講座	市民を対象に、現代のかつ高度で専門的な学習機会を提供するため、大学と連携・協力して開催する講座。	68
	体力向上推進委員会	児童生徒の体力向上に関する調査研究や計画の策定・推進などを行うため、市内小・中学校の校長や教頭、栄養士などの代表者により組織される委員会。同様な目的で各学校にも設置されている。	47
ち	地域安全マップ	身近な地域の安全や防犯について具体的に調査し、作成する地図。利用することにより、児童の安全への意識を高めることができる。	49
	地域活動室	学校に地域の方が集う「地域の拠点となる学校づくり」を推進するために開設された活動の場。文化活動や福祉活動が行われており、児童生徒の交流や授業への支援等を実施している。	9・23 57・64
	中1ギャップ	中学校入学後、新しい環境での学習や生活へうまくなじめず、ストレスから不登校等の問題行動につながっていく現象。	44・52 53
つ	通級指導教室	通常の学級に在籍し、知的に遅れがないものの、発達及び情緒面において一部支援が必要とされる児童生徒が、状態に応じて特別な指導を行う教室。	35
て	デージー図書	視覚障がい者などを対象にしたCD形態の録音図書。	70
	デーノタメ遺跡	下石戸下地内にある縄文中期・後期の大規模集落とそれぞれの水	75

		場遺構が残る貴重な遺跡。特に縄文中期の集落は関東最大級の規模と言われている。	
と	特別支援教育就学奨励費	特別支援学級に就学する児童生徒の保護者に対し、その就学に伴う必要な費用の一部を支給し、特別支援教育の振興を図る制度。	57・58
	特別支援学級	教育上特別な支援を必要とする児童生徒のために設置された学級。	35・36 57・58
	特別支援教育コーディネーター	適切な支援のため関係機関や関係者との連絡・調整を行い、とりまとめの役割として各小・中学校内で指名されている者。	35・36
な	ナイトスクール	学習意欲のある中学生を対象に、市が会場を提供し、講師を派遣する任意参加の学習の場。	29・82
に	入学準備金貸付事業	高校・大学等入学の際にかかる費用の調達が困難な世帯に貸付けを行い、教育を受ける機会を確保することを目的とする事業。	57・58
は	バーチャル	Virtual。英和訳は「仮想の」。実際の事実としては存在しないが、本質的には存在する様。	34
ひ	非行問題行動	飲酒、喫煙、深夜はいかい、暴力行為などの不良行為に限らず、学校その他の社会における様々な反社会的、非社会的な逸脱行動。	43・52
ふ	ブックトーク	その本の面白さ、すばらしさを伝え、読んでみたいという気持ちを起こさせることを目的に、一定のテーマに沿って複数の本を聞き手に紹介すること。	63・70
	不登校	何らかの心理的、情緒的、身体的または、社会的要因や背景により児童生徒が登校しない、あるいは、したくともできない状況（年間30日以上欠席のもの。ただし、病気や経済的な理由によるものを除く。）にあること。	13・22 29・43 44・52 53
ほ	放課後子ども教室	放課後や週末等の子供たちの適切な遊びや生活の場を確保するため、小学校の余裕教室などを活用して、地域の方々の参画を得ながら、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などに取り組む事業。	2・10 57・62 82
め	メッセージングアプリ	モバイル端末向けのインスタントメッセージングの総称。リアルタイムで、テキストの送受信を1対1またはグループで行えるほか、音声通話機能をもつものもある。	6
ゆ	ユニバーサルデザイン	障がいによりもたらされるバリア（障壁）に対処するバリアフリーの考え方に対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。	35・36 50
り	リカレント教育	学校教育を終えて社会の諸活動に従事してからも、個人の必要に	18

		応じて教育機関に戻り、繰り返し再教育を受けられる、循環・回復型の教育システム	
わ	私たちの道徳	文部科学省が「心のノート」を全面改訂して作成した道徳教材。道徳の時間をはじめ、様々な教育活動や家庭や地域でも活用できるようになっている。	40

2 次期北本市教育振興基本計画検討会議設置要綱

次期北本市教育振興基本計画検討会議設置要綱

(設置)

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項に規定する市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画（以下「教育振興基本計画」という。）を定めるに当たり、幅広い意見を反映させるため、次期北本市教育振興基本計画検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、次期北本市教育振興基本計画策定委員会設置要綱（平成28年7月20日教育長決裁）第1条の規定により設置された次期北本市教育振興基本計画策定委員会の作成した次期教育振興基本計画の案に対し、地域の実情に応じた観点から意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 検討会議は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 関係機関又は関係団体の代表
- (2) 市内に在住する児童又は生徒の保護者
- (3) 知識経験者
- (4) 公募による市民

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から令和5年3月31日までとする。

2 委員は、委嘱されたときにおける身分を失ったときは、その職を失う。

(会長及び副会長)

第5条 検討会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、検討会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(関係職員の会議への出席等)

第7条 検討会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係職員に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(謝礼)

第8条 第3条第2項に規定する委員が会議に出席した場合には、予算の範囲内において謝礼を支給することができる。

(庶務)

第9条 検討会議の庶務は、教育部教育総務課において処理する。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

次期北本市教育振興基本計画検討会議 委員名簿

区 分	氏 名	備考
関係機関又は 関係団体の代表	秋 葉 清	【副会長】 自治会連合会
	下 村 恵久子	文化団体連合会
	有 田 めぐみ	民生委員・児童委員協議会
	吉 田 伸 吾	【会長】 小・中学校校長会
市内に在住する 児童又は生徒の保護者	醍 醐 隆	P T A連合会
知識経験者	清 水 誠	埼玉大学名誉教授
	山 田 晋 治	淑徳大学教育学部学部長
公募による市民	横 尾 美 里	

3 次期北本市教育振興基本計画策定委員会設置要綱

次期北本市教育振興基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づき定める次期北本市教育振興基本計画（同項に規定する市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画をいう。以下同じ。）の策定を円滑かつ計画的に行うため、次期北本市教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次期北本市教育振興基本計画の案を作成する。

2 前項の規定に基づき次期北本市教育振興基本計画の案を作成するため、委員会は、当該案の作成に関し重要事項を協議するとともに、その総合的な調整を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、教育部長の職にある者をもって充てる。

3 副委員長は、教育部副部長の職にある者をもって充てる。

4 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

学校教育課長 学校教育課副課長 生涯学習課長 文化財保護課長

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員会を組織する者の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した副委員長及び委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係職員の会議への出席等)

第6条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の関係職員に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(作業部会の設置)

第7条 委員会に、次期北本市教育振興基本計画の案の作成に関し必要な専門の事項を調査検討させるため、作業部会を置く。

2 第4条から前条までの規定は、作業部会について準用する。

3 前項に定めるもののほか、作業部会を構成する部会員その他作業部会の構成及び運営に関し必要な事項は、委員長が委員会の会議に諮って定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育部教育総務課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

次期北本市教育振興基本計画策定委員会 委員名簿

令和4年度		備考
職 名	氏 名	
教育部長	草 野 智 広	【委員長】
教育部副部長兼 教育総務課長	加 藤 啓 一	【副委員長】
学校教育課長	和 泉 健	
学校教育課 副課長	谷 掛 寿	
生涯学習課長	櫻 井 猛 博	
文化財保護課長	中 根 武	

4 策定経過

月日	区分	概要
令和4年		
1月27日	教育委員会	次期北本市教育振興基本計画策定スケジュールについて
4月12日	教育総務課	次期北本市教育振興基本計画策定委員会設置要綱制定
7月14日	策定委員会	北本市教育施策大綱及び次期北本市教育振興基本計画の作成方法について
8月25日	教育委員会	北本市教育施策大綱案について
9月22日	総合教育会議	北本市教育施策大綱について
11月10日	各課照会	次期北本市教育振興基本計画（案）の確認・修正作業について
12月8日	検討会議	次期北本市教育振興基本計画（案）について内容検討
12月9日	各課照会	次期北本市教育振興基本計画（案）の確認・修正作業について
12月19日	検討会議	次期北本市教育振興基本計画（案）について
12月22日	教育委員会	進捗状況の報告
12月28日 ～ 1月27日	パブリック・コメント手続	第3期北本市教育振興基本計画（案）
令和5年		
1月26日	教育委員会	進捗状況の報告
2月16日	教育委員会	第3期北本市教育振興基本計画について（議決）

第3期 北本市教育振興基本計画

発 行 令和5年3月

編 集 北本市教育委員会

〒364-8633 埼玉県北本市本町1丁目111番地

T E L 048-591-1111

F A X 048-592-5985

U R L <http://www.city.kitamoto.lg.jp>

E-mail a04400@city.kitamoto.lg.jp



〔シンボルマーク〕



〔市の木〕 さくら



〔市の花〕 菊

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。